

学校生活のきまり

長野県上田千曲高等学校

❖ はじめに

規則正しい生活態度はすべての基本であり、学習にもよい成果をもたらします。
有意義な高校生活をおくるためにも次のことを厳守してください。

1 学校生活について

- 1 登校は8時30分の予鈴に間に合うようにする。
- 2 欠席・遅刻をする場合は、事前に保護者から担任に電話連絡をする。
早退をする場合も必ず担任に申し出て、許可を得る。
- 3 自転車通学者は指定のステッカーを貼り、道路交通法を守り、安全運転に心がける。
安全のために、できるだけヘルメット着用して通学すること。
- 4 始業から放課まで、校外への無断外出は禁止する。
外出が必要な時は、担任に申し出て「外出許可証」を発行してもらう。
- 5 授業中のスマートフォン、ゲーム機、漫画本の使用は禁止する。
学業に不要なものは校内に持ち込まない。

2 身だしなみについて

- 1 服装は自由であるが、高校生にふさわしいものとする。奇抜なファッションは不可。
- 2 化粧および頭髪の加工（染色、脱色、パーマ、カール、エクステ、ツープロック、ドレッドヘア、辮髪、モヒカン刈り等、職員が加工・奇抜な髪形と判断したもの）は認めない。
- 3 装飾品（ピアス、指輪、ネックレス、カラーコンタクト等）は身につけない。

3 アルバイトについて

- 1 アルバイトは原則として好ましくないが、以下のとおり許可制とする。
本人、保護者から許可願いが提出された場合は、可否の判断をする。
1年生は、学校生活に慣れることを重点に、アルバイト許可は夏季休業以降とする。
学業不振、遅刻・早退・欠席が多い場合などは許可を取り消す。
- 2 長期休業のアルバイトは下記の条件で許可をする。
 - ①指定された日までに許可願いを提出する。
 - ②休みの期間の1／2を越えないこととする。
 - ③収入はクラブ活動などの費用を含めて学費にあてる。
- 3 次のアルバイトは禁止する。〔東信高等学校生徒指導申し合わせによる〕
 - ①宿泊を伴うもの
 - ②夜間のアルバイト（夜8時以降）
 - ③飲酒などを伴う接待（カラオケ店を含む）
 - ④危険を伴う職場および重労働を伴うもの
 - ⑤極めて長期にわたるもの（休みの期間の1／2をこえるもの）
 - ⑥バイクを使用するもの
 - ⑦学校の許可を得ていないもの

4 運転免許の取得について

- 1 原動機付自転車（原付バイク）、自動二輪車については、一切禁止する。
- 2 普通自動車については、所定の手続きをした3年生に限り、以下の条件付きで認める。
 - ①手続きは進路決定後とし、自動車教習開始は2学期中間考査以降とする。
 - ②教習のため、授業を欠席することは認めない。
 - ③定期考査期間中は教習を一切禁止する。
 - ④試験は必ず2月1日以降とし、合格者は速やかに担任に報告する。
 - ⑤免許証は保護者預かりとし、在学中は自動車、原動機付自転車の運転をしない。
 - ⑥無断での免許証取得は認めない。
 - ⑦道路交通法違反や事故については速やかに担任および生徒指導係に申し出る。

5 問題行動について

以下の問題行動については、反省指導の対象となる。

- 1 校則違反や学校の正常な教育活動を妨げる行為
無断アルバイト、カンニング、暴言、授業妨害、いやがらせ、スマートフォンの不正使用等
 - 2 喫煙、飲酒、万引き・窃盗、不正乗車、パチンコ店への出入り
タバコについては、喫煙はもとより、所持、喫煙同席も指導対象とする。
ニコチンフリー電子タバコ、ノンアルコール飲料についても、社会通念上、学校生活の場ではふさわしくないと判断されるため、禁止とする。
 - 3 暴力行為、いじめ、威圧行為、金銭強要、他人の心身の安全を脅かすような行為
 - 4 SNS等ネット上で誹謗中傷を書き込む、不適切画像を掲載するなどの行為、飲酒喫煙等の不適切行為の投稿
 - 5 施設・設備の破壊行為
 - 6 性の逸脱行為
 - 7 覚醒剤・シンナーなどの薬物の使用
 - 8 その他の反社会的行為
 - 9 交通関係
 - ①原動機付自転車・自動二輪免許、普通自動車免許の無断取得
 - ②電動キックボード、原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車の登下校での使用
 - ③無免許運転
 - ④上記に違反した車両および未成年や成年の友人・知人が運転する車両への同乗
 - ⑤その他交通法規・校内規定に違反した場合
- ※ 学校の指導に従わない場合やまわりの人に多大な被害を及ぼした場合など、学校としての指導に限界があると判断した場合には、厳しい処分を申し渡す場合もある。

6 その他

- 1 ゲームセンター（ゲームコーナー）、カラオケボックス等への出入りは慎む。
- 2 友だちの家への外泊は好ましくない場合もあるので、必ず保護者同士が連絡を取り合う。
- 3 宿泊を伴うような計画については、学級担任に届け出る。
- 4 貴重品は学校に持ってこないこととし、現金は身につけるか担任に預ける。
- 5 18歳成人年齢以降であっても、在学中はローン契約等も保護者と相談の上決めること。